



2025年4月8日

各位

会社名 大阪製鐵株式会社  
代表者名 代表取締役社長 谷 潤一  
(コード番号 5449 東証スタンダード)  
問合せ先 総務部長 森 公良  
(電話 06-6204-0300)

## 自己株式の消却の中止に関するお知らせ

当社は、2025年1月31日付で公表した「自己株式の取得及び自己株式の公開買付け並びに自己株式の消却に関するお知らせ」(以下「2025年1月31日付けプレスリリース」といいます。)にて公表いたしましたとおり、2025年1月31日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により当社が取得する普通株式を含めて自己株式12,360,699株(以下「本自己株式」といいます。)を、2025年4月15日を効力発生日として消却することを決議しておりました。

今般、2025年3月31日時点の当社の株主名簿等を踏まえて検討した結果、本自己株式の消却の実施時期を再考することが適当と判断し、本日付けの取締役会決議により、2025年4月15日を効力発生日とする本自己株式の消却を中止する旨を決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### 1. 2025年4月15日を効力発生日とする本自己株式の消却の中止の理由

2025年1月31日付けプレスリリースに記載のとおり、当社は、当社の資本効率を向上させ、かつ、流通株式比率の向上を図るための施策(注1)として、本公開買付けを行うとともに、本公開買付けにおける買付予定数に相当する株式数(9,000,000株)を取得することを条件として、本自己株式を消却することを決議いたしました。

(注1) 当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)が上場している株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場においては、その上場維持基準として流通株式比率が25%以上であることが定められており(有価証券上場規程第501条第1項第1号b(c))、この流通株式比率の計算に当たって、上場会社の株式数の10%以上を所有する者又は組合等の株式は、有価証券上場規程施行規則第8条第2項各号に掲げる有価証券に該当しない場合には、流通株式(有価証券上場規程第2条第96号に規定する流通株式をいいます。以下同じです。)に該当しないものとされています(有価証券上場規程第2条第96号、同施行規則第8条第1項第2号)。

当社株式の流通株式比率は、2024年3月末時点で28.40%(小数点以下第三位を四捨五入)であったところ、その後、株式会社ストラテジックキャピタル(以下「SC」といいます。)が運営するファンドであるINTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP(以下「SCファンド」といいます。)が当社株式の追加取得を行い、SCファンドが所有する当社株式(以下「SCファンド所有株式」といいます。)が当社の発行済株式総数の10%以上となったため、有価証券上場規程施行規則第8条第2項各号に掲げる有価証券に該当しない限り、SCファンド所有株式が流通株式に該当しない状況となりました。

SCファンド所有株式が流通株式に該当しない場合には、当社株式の流通株式比率が25%未満となり、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準を充足しないこととなるおそれがあったため、流通株式比率の向上をその目的の一つとして、本公開買付けを行うことを決議したものです。

その後、当社は、SC から、2025 年 2 月 7 日付けで、2025 年 1 月 31 日付けプレスリリースの公表後に SC が当社株式を買い増した結果、2025 年 2 月 6 日時点で SC ファンド所有株式が 5,946,100 株（株式保有割合（注 2）：14.06%）に至った旨、また、この結果、当社が本公開買付け及び当社株式の消却を行ったとしても当社株式は東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準を充足せず、本公開買付けの主たる目的が消失したものと認識しており、本公開買付けを撤回する又は日本製鉄株式会社に対して本公開買付けに応募しないよう働きかける等の対応を行っていただきたい旨の書簡を受領しました。

（注 2）「株式保有割合」とは、当社が 2025 年 1 月 31 日に公表した「2025 年 3 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載の 2024 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 42,279,982 株に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

当社は、上記書簡にかかわらず、以下の点から、2025 年 1 月 31 日開催の取締役会決議のとおり、本公開買付けを実施することが適切と考えました。

- ・ 本公開買付けの目的の一つである資本効率の向上については、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準の充足の可否にかかわらず、本公開買付けの実施によって実現可能であること。
- ・ 当社株式の流通株式比率については、仮に本公開買付けの実施及び当社株式の消却によって東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準を充足することができなかつたとしても、本公開買付けの実施及び当社株式の消却によって当社株式の流通株式比率が向上することに変わりはなく、今後、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準を充足するためには、本公開買付けの実施が有効であること。

以上の背景及び理由に基づき、当社は、2025 年 2 月 17 日から本公開買付けを開始し、その結果、買付予定数に相当する株式数（9,000,000 株）の応募がなされ、2025 年 3 月 18 日付け「自己株式の公開買付けの結果及び取得終了に関するお知らせ」にて公表したとおり、本公開買付けが成立したことを確認いたしました。

その上で、当社は、本公開買付けに応募された当社株式を含む本自己株式を 2025 年 4 月 15 日に消却すべきか否かについて、2025 年 3 月 18 日以降、本公開買付けの結果を踏まえて検討しておりました。さらに、今般、2025 年 3 月 31 日時点の当社の株主名簿を踏まえ、当社において現時点で本自己株式の消却を実施すべきか否かを検討した結果、以下の理由により、現時点で本自己株式の消却を実施するのではなく、本自己株式の消却の実施時期を再考することが適当と判断するに至りました。

- ・ 本公開買付けの目的の一つである資本効率の向上については、本公開買付けの実施によって実現されており、本自己株式の消却を延期することによって当該目的の達成が妨げられるものではないこと。
- ・ 本公開買付けの目的の一つである流通株式比率の向上については、本自己株式の消却を実施することによって達成されるものである一方、本自己株式の消却は当社の判断により随時実施することが可能であり、2025 年 4 月 15 日時点で本自己株式の消却を実施したとしても、SC ファンド所有株式が流通株式に該当しない限り、2025 年 3 月 31 日時点における当社株式の流通株式比率は、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準である 25%以上とならないことを踏まえると、2025 年 4 月 15 日時点で本自己株式の消却を実施する必要性は低いこと。
- ・ SC ファンド所有株式が流通株式に該当するか否かは、SC ファンドのファンド構造等によるところ、本日現在においても、当社において SC ファンドのファンド構造等は明らかとなっておらず、本自己株式の消却の実施時期については、SC ファンド所有株式が流通株式に該当するか否か等の事情も踏まえて検討することが適当であること。

以上を踏まえ、当社は、本日付けの取締役会決議により、2025 年 4 月 15 日を効力発生日とする本自己株式の消却を中止する旨を決定いたしました。

## 2. 今後の見通し

本自己株式の消却の実施時期については、引き続き検討してまいります。現時点においては未定であり、開示すべき事実が決定された場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上